

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
2025 年 6 月 26 日	
神戸市長 宛	
提出者	
住所	神戸市長田区苅藻島町1-1-31
氏名	株式会社 泉北ニシイ 兵庫工場
	代表取締役 西井 政一
電話番号	078-671-0835
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 泉北ニシイ 兵庫工場
事業場の所在地	神戸市長田区苅藻島町1-1-31
計画期間	2024年4月1日から2025年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	2122 生コンクリート製造業
②事業の規模	生コンクリート生産量 18310m ³ (令和6年度実績)
③従業員数	10人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	1500 カラスベテリ、コン クリートくず及び陶磁 器くず	
	排出量	2448 t	t
	（これまでに実施した取組） 当工場から発生する産業廃棄物は、製品で出荷した生コンクリートであり建設現場等の都合により持ち帰る（残コン、戻りコン）ことによるものであるので、現場等との連絡を密にし最終出荷量の調整を行い産業廃棄物の排出抑制を行った。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	1500 カラスベテリ、コン クリートくず及び陶磁 器くず	
	排出量	1500 t	t
	（今後実施する予定の取組） 発生量の多い残コンを抑制するために現場等へ依頼し削減を目標とする。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 分別方法やコストを調査検討する
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 分別方法やコストを調査検討する

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	1300 ガラスくず、コン クリートくず及び陶磁 器くず	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	1300 ガラスくず、コン クリートくず及び陶磁 器くず	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	1300 ガラスくず、コン クリートくず及び陶磁 器くず	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	1300 ガラスくず、コン クリートくず及び陶磁 器くず	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	
	全処理委託量	2448 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	2448 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	1500 ガラスくず、コン クリートくず及び陶磁 器くず	
	全処理委託量	1500 t	700 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	1500 t	700 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

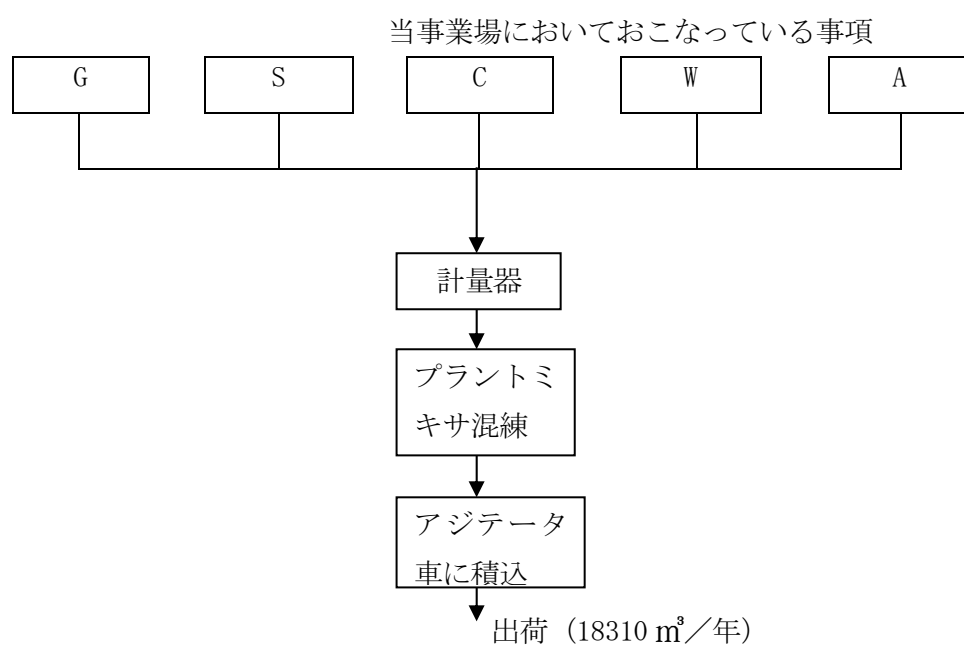


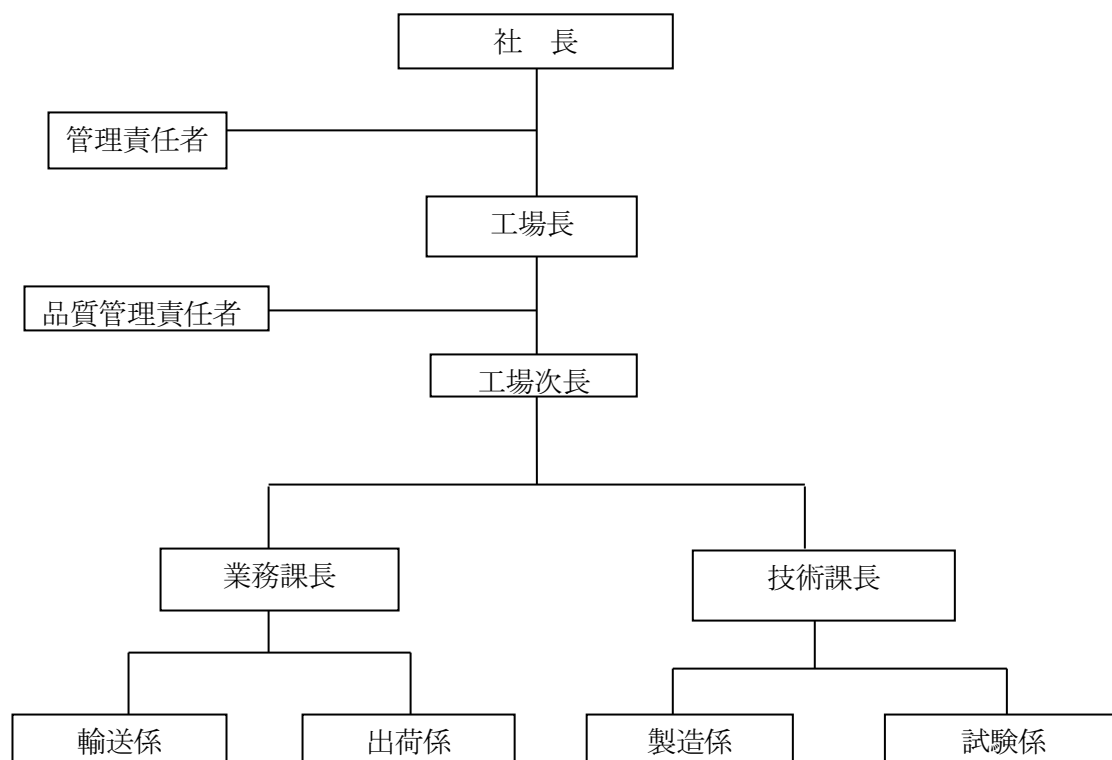
図1 生コンクリート製造フローシート

① コンクリートくず 収集運搬 (株式会社 啓徳)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 管理組織と役割

	役割
統括者 (工場長)	産業廃棄物の発生から処分までの管理運営を行う上で必要な事項を検討し統括する。
管理担当	- 産業廃棄物の発生量、排出量のチェック集計を行う - 監督官庁への各種報告 - 処理業者と委託契約の締結 - 処理計画の策定及び実施 - 廃棄物の管理状況の把握及び減量化等に関する啓発 - 産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 - 産業廃棄物管理票の交付・管理



組織図